

盛岡市ふるさと起業家応援プロジェクト事業補助金交付要綱

(目的)

第1 市の区域内において起業等をした者が行う地域における経済の活性化等に資する事業を支援するため、認定事業者が地域における経済活性化・雇用創出事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において「地域における経済活性化・雇用創出事業」とは、地域の課題の解決に資する事業、地域の資源を活用した事業、地域の活性化に資する事業又は地域における雇用の機会の創出に資する事業をいう。

2 この告示において「クラウドファンディング型ふるさと納税」とは、クラウドファンディングを活用して行うふるさと納税であって、用途を定めて寄附金を募集するものをいう。

3 この告示において「認定事業者」とは、地域における経済活性化・雇用創出事業を行う者であって次に掲げる要件の全てを満たすものとして、市長が別に定めるところにより認定した事業者をいう。

(1) 市の区域内において起業し、又は新規に事業を展開する者であって、令和6年5月13日において、起業をした日（個人の場合にあつては所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による開業の届出をした日、法人の場合にあつてはその設立の日をいう。）から起算して5年未満の者であること。

(2) 市の区域内に住所を有する個人事業主若しくは本店を有する法人又は当該年度において市の区域内に住所を有する予定の個人事業主若しくは本店を有する予定の法人であること。

(3) 当該者が行う地域における経済活性化・雇用創出事業に対して支出されたクラウドファンディング型ふるさと納税に係る寄附金の額が、当該者に対して別に定めるところにより設定されたクラウドファンディング型ふるさと納税に係る寄附金の目標額に満たない場合であっても、地域における経済活性化・雇用創出事業を実施することが確実であると見込まれる者であること。

(4) 市税を滞納していない者であること。

(5) 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第9条第1項各号に掲げる者でないこと。

(6) 当該年度において地域における経済活性化・雇用創出事業の実施に関し市の補助金の交付を受けていない者であること。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、認定事業者が地域における経済活性化・雇用創出事業を行う場合に

要する人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費その他市長が必要と認める経費とし、これに対する補助額は、当該経費と当該認定事業者が行う地域における経済活性化・雇用創出事業に対して支出されたクラウドファンディング型ふるさと納税に係る寄附金の額に相当する額とを比較していずれか低い額とする。ただし、その額が200万円を超えるときは、200万円を限度とする。

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和9年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項ただし書の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 事業を継続している認定事業者の数

(2) 認定事業者が新たに雇用した者の数

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表 (第6関係)

| 条項 | 提出書類 | 提出部数 | 提出期日 |
|----------|------------------|------|----------------------|
| 規則第4条 | 1 補助金交付申請書 | 1部 | 別に定める。 |
| | 2 事業計画書 | 1部 | |
| | 3 収支予算書 | 1部 | |
| | 4 その他市長が必要と認める書類 | | |
| 規則第9条第1項 | 補助事業変更承認申請書 | 1部 | 別に定める。 |
| 規則第9条第2項 | 補助事業中止(廃止)承認申請書 | 1部 | 中止し、又は廃止しようとする日の30日前 |
| 規則第14条 | 1 補助事業完了報告書 | 1部 | 別に定める。 |
| | 2 事業実績書 | 1部 | |
| | 3 収支決算書 | 1部 | |
| | 4 その他市長が必要と認める書類 | | |

| | | | |
|-----------|-----------|----|----------------------------|
| 規則第17条第1項 | 補助金交付請求書 | 1部 | 別に定める。 |
| 規則第18条第2項 | 補助金前金払請求書 | 1部 | 別に定める。 |
| 規則第21条第2項 | 財産処分承認申請書 | 1部 | 財産の処分を しようとする 日の30日前 |